

久喜市公共施設等総合管理計画 (改訂)

※本計画については、現行の個別施設計画に基づいて改訂しました。

久喜市公共施設個別施設計画は令和4年度に一部見直しを予定しているため、本計画についても、再度、改訂を実施する予定です。

令和4(2022)年3月



目 次

第Ⅰ章 計画策定の目的等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 計画の管理体制及びPDCAサイクルの推進方針・・・・・・・・	4
5 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第Ⅱ章 公共施設等の現状と将来見通し ・・・・・・・・	7
1 公共施設等の現状・・・・・・・・	7
(1) 公共建築物、普通財産施設	7
(2) インフラ資産	8
2 人口の将来見通し・・・・・・・・	9
(1) 人口の推移	9
(2) 地区別（旧1市3町別）の人口動向	10
3 財政状況の将来見通し・・・・・・・・	11
(1) 歳入の見通し	11
(2) 歳出の見通し	12
(3) 地方債残高の見通し	13
(4) 基金の見通し	13
第Ⅲ章 アセットマネジメントの基本方針 ・・・・・・・・	14
1 アセットマネジメントの目標・・・・・・・・	14
(1) アセットマネジメントの基本的な考え方	14
(2) 削減目標	14
2 アセットマネジメントの方針・・・・・・・・	16
(1) 点検・診断等の実施方針	16
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	16
(3) 安全確保の実施方針	16
(4) 耐震化の実施方針	17
(5) 長寿命化の実施方針	17
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	17
(7) 統合や廃止の推進方針	17
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	18

3	PDCA サイクルの推進方針	18
第IV章	アセットマネジメントの個別方針	19
1	公共建築物、普通財産施設	19
(1)	公共建築物（学校教育系施設は除く）、普通財産施設	19
(2)	学校教育系施設	20
2	インフラ資産	21
(1)	農業水利施設	21
(2)	道路・橋りょう	21
(3)	都市施設	22
(4)	公園	22
(5)	上水道施設	23
(6)	下水道施設	24
3	保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	25
第V章	今後の取組みについて	26
(1)	個別施設計画に基づく取組内容の実施	26
(2)	統一的な基準による地方公会計制度との連動	26
(3)	職員の意識共有	26
(4)	市民への情報発信と相互理解	26

第 I 章 計画策定の目的等

1 計画の背景と目的

昭和 40 年代から 50 年代の高度成長期、人口の急増や新たな住民ニーズに対応するため、公共施設^{※1}と呼ばれる多くの公共建築物や道路、上下水道といったインフラ資産^{※2}の整備が全国的に進められました。

本市においても、合併以前の旧 1 市 3 町（久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町）において、昭和 50 年代から 60 年代にかけて、多くの公共施設等^{※3}が集中的に整備され、市民生活の利便性や福祉の向上に寄与してきました。

しかし、整備から 30 年以上経過した現在では、公共施設等の老朽化が進行しており、これから一斉に改修^{※4}や建替の時期を迎えることから、多額の費用が必要になると考えられています。

また、合併以前の旧 1 市 3 町がそれぞれ独自に整備を進めてきた公共施設等を全て新市に引き継いでいることから、類似した施設の重複や将来的な余剰施設の発生も見込まれる状況です。

一方、これらの費用に必要な財源の多くを占める税収は、少子高齢化に伴う人口減少により大きな増加が見込めないため、この費用の確保をどうするかが大きな課題となります。

このような現状を踏まえ、本市は保有する公共施設等の特徴や利用状況、経費等の概要をまとめた「久喜市公共施設白書」を平成 26（2014）年 4 月に作成（平成 29（2017）年 3 月改訂）しました。

また、国からの要請に基づき、自治体が管理する公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化^{※5}等、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した、「久喜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を平成 28（2016）年 3 月に策定し、以後、この総合管理計画に基づいた具体的な検討を行い、公共施設とインフラ資産の分類ごとに、各省庁が示すガイドライン等に基づく「個別施設計画」の策定を進めてきました。

今回、公共施設アセットマネジメント^{※6}を更に推進するため、現況を反映した計画に見直すとともに、改訂された国の指針に沿った計画とすること、また、策定された「個別施設計画」の内容を反映させ、次世代へ安全・安心かつ魅力ある公共施設等を引き継ぐことを目的に「総合管理計画」を改訂することとしました。

各個別施設計画の位置付けやユニバーサルデザインの対応方針等を新たに明記し、引き続き、本計画に基づき、多様化する市民ニーズへの対応や住みよいまちづくりを実現するための取組みを推進していきます。

※1 公共建築物及び普通財産施設を併せた総称。

※2 社会基盤となる施設を指し、道路・橋りょう・上下水道施設等が該当する。

※3 公共建築物、普通財産施設及びインフラ資産を併せた総称。

※4 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修等。転用も含む。

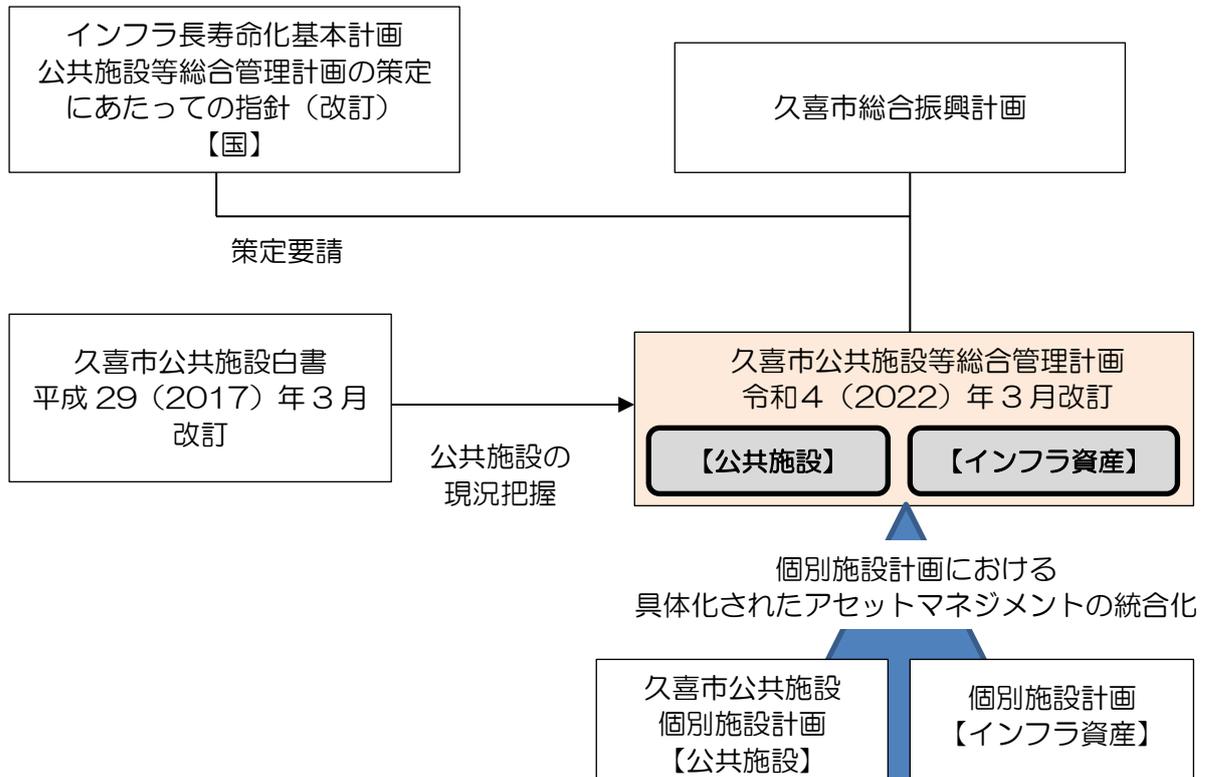
※5 定期的に施設点検を行い、建築物の損傷が拡大する前に適切な補修処置を行うことで、余分な修繕費を抑えるとともに、使用可能な年数を延ばすこと。

※6 公共施設等を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組み。

2 計画の位置付け

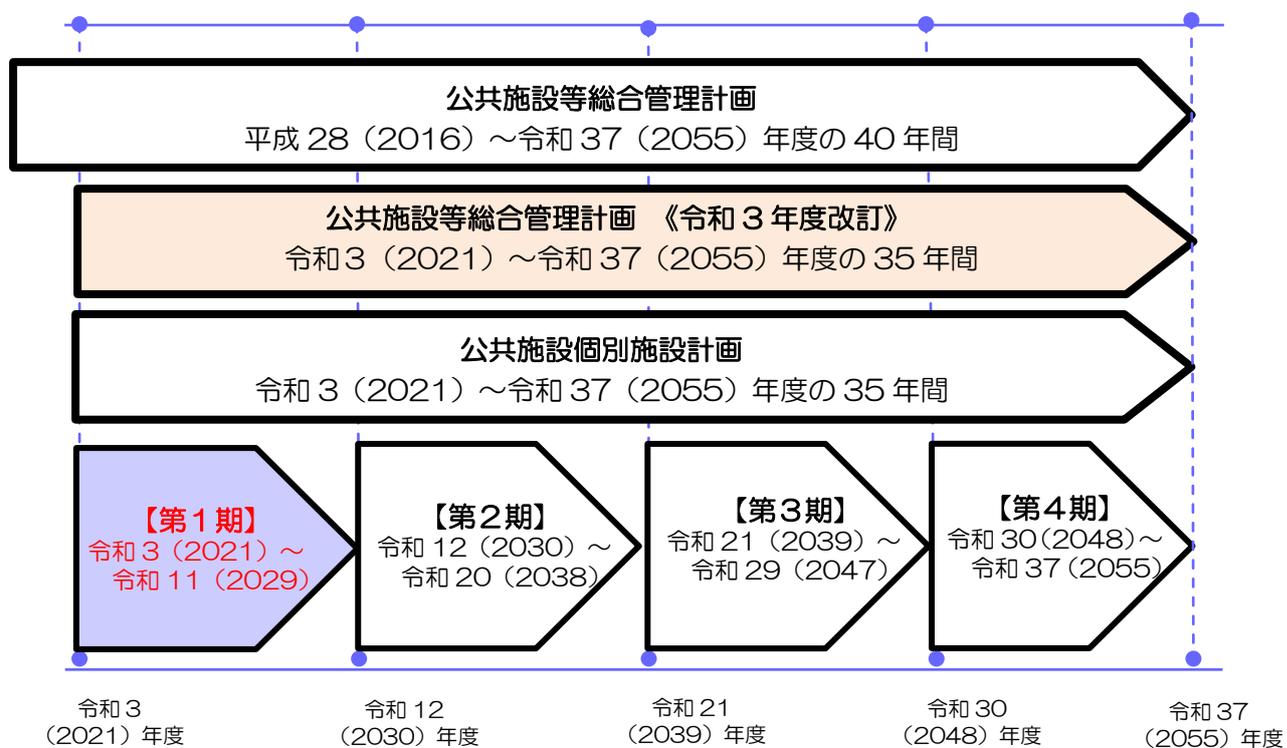
本計画は、本市の最上位計画である「総合振興計画」に基づき、公共施設とインフラ資産の適正な管理や利活用等について定めるものです。

公共施設とインフラ資産の個別施設計画を統合し、全庁横断的に本市全体のアセットマネジメントの方向性と基本方針を示しています。



3 計画期間

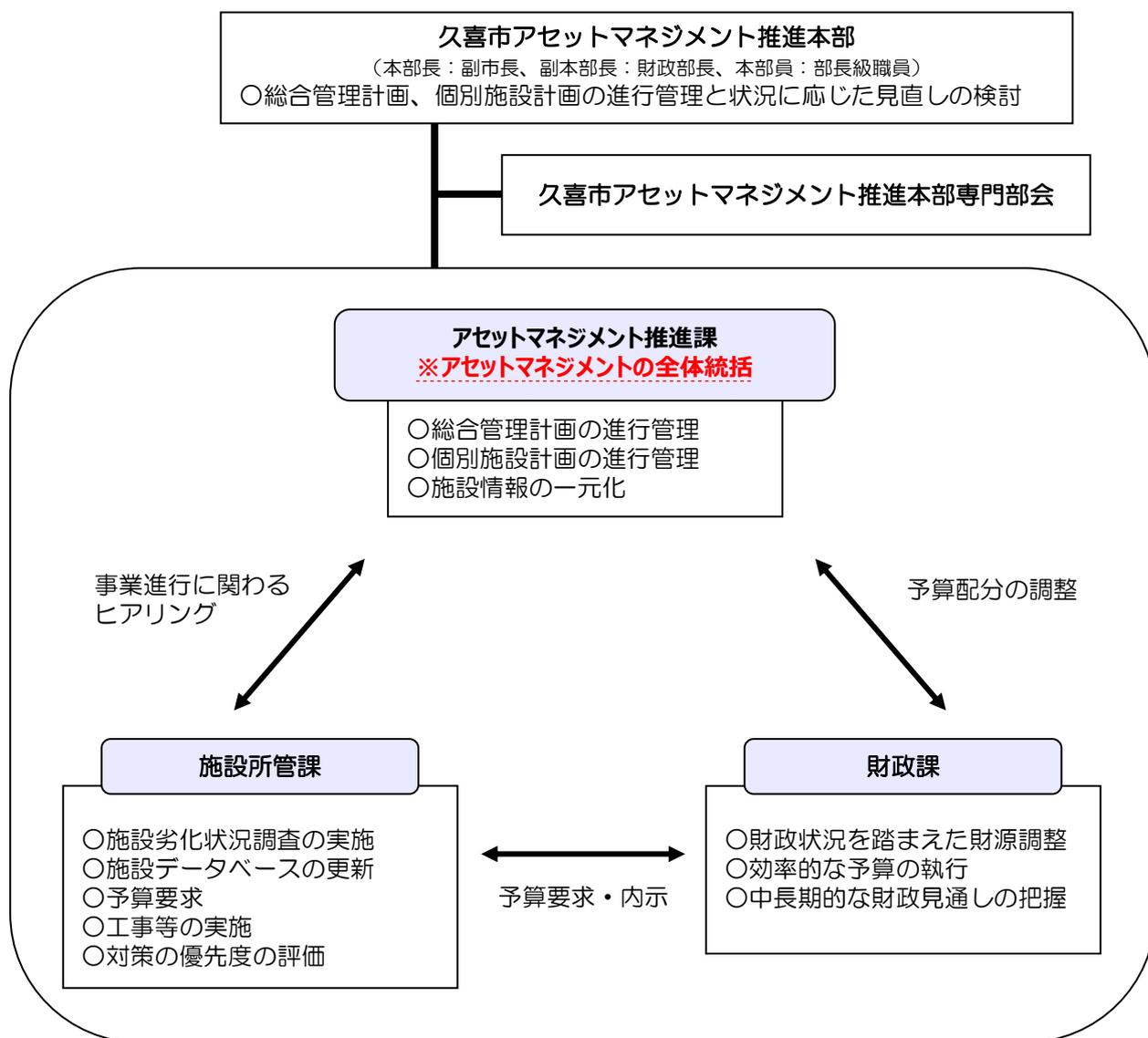
計画期間は、総合管理計画の最終年度は変えずに、令和 37（2055）年度までとします。



4 計画の管理体制及びPDCAサイクルの推進方針

本計画に基づく事業の着実な進捗を実現するため、公共施設等の管理について、アセットマネジメント推進課を中心に、施設所管課、財政課が互いに連携することで、全庁的な公共施設等のアセットマネジメントを推進します。また、これらの全体調整を図る機関として、既存の「久喜市アセットマネジメント推進本部」を運用し、推進体制の強化を図ります。

全庁的な連携体制を整備することで、個々の公共施設、インフラ資産に対する対策と本計画の整合性が確保されるとともに、庁内横断的な事業計画の検討も円滑化し、計画の実効性を強化します。



5 対象施設

施設類型区分	施設大分類	対象施設
公共建築物	行政系施設	市役所、総合支所、公文書館
	消防団器具置場	消防団器具置場
	医療・保健施設	久喜市休日夜間急患診療所、保健センター
	福祉施設	ふれあいセンター久喜、 健康福祉センター（くりむ）、 障がい者福祉施設、菖蒲老人福祉センター、 鷺宮福祉センター、彩嘉園、偕楽荘
	幼稚園・保育所	幼稚園、保育所
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
	子育て支援施設	児童センター、鷺宮児童館、 ファミリー・サポート・センター、 地域子育て支援センター
	学校教育系施設	小・中学校、学校給食センター
	図書館・資料館	図書館、郷土資料館
	スポーツ施設	体育館、プール、管理棟
	産業系施設	しみん農園、農村センター、 農業者トレーニングセンター、 勤労福祉センター、労働会館（あやめ館）、 花と香りのふれあいセンター（あおぞら）
	市民文化系施設	総合文化会館、文化会館、集会所、 地域交流センター、しょうぶ会館、公民館、 コミュニティセンター、しずか館
	市営住宅	市営住宅
普通財産施設	普通財産施設	普通財産施設
インフラ資産	農業水利施設	排水機場、排水除塵機
	道路・橋りょう	道路、橋りょう
	都市施設	駅前広場、バスターミナル、自由通路、連絡地下道
	公園	公園施設
	上水道施設	浄水場、導水管、送水管、配水管
	下水道施設	ポンプ場、農業集落排水処理施設、排水管

本計画では、以下の個別施設計画を対象とします。

個別施設計画	対象施設	策定期期
久喜市公共施設個別施設計画	公共建築物、普通財産施設	令和3年3月
八甫排水機場個別施設計画	農業水利施設(排水機場)	令和3年2月
小林排水路除塵機個別施設計画	農業水利施設(排水除塵機)	令和3年2月
久喜市舗装維持管理計画	道路(一般道路)	令和3年3月
	道路(自転車歩行者道)	
久喜市橋梁長寿命化修繕計画	橋りょう	平成26年3月 (令和4年3月改訂)
久喜市都市施設個別施設計画	駅前広場	令和4年3月
	バスターミナル	
	自由通路	
	連絡地下道	
久喜市公園施設長寿命化計画※	公園施設	令和3年3月
久喜市水道ビジョン	上水道施設(浄水場)	平成23年7月
	上水道施設(導水管)	
	上水道施設(送水管)	
	上水道施設(配水管)	
久喜市公共下水道ストックマネジメント計画	下水道施設(ポンプ場)	平成31年3月
	下水道施設(排水管)	
久喜市農業集落排水最適整備構想	下水道施設 (農業集落排水処理施設)	令和3年3月

※久喜市公園施設長寿命化計画の対象公園は、原則「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園または緑地)」における計画となっています。

第Ⅱ章 公共施設等の現状と将来見通し

1 公共施設等の現状

(1) 公共建築物、普通財産施設

(令和2(2020)年3月31日現在)

施設類型区分	施設大分類	施設中分類	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
公共建築物	行政系施設	庁舎等	6	34,272.58
		その他行政系施設	1	1,679.62
	消防団器具置場	消防団器具置場	25	1,422.96
	医療・保健施設	医療施設	1	103.50
		保健施設	4	3,406.61
	福祉施設	社会福祉施設	2	6,645.64
		障がい者福祉施設	6	2,322.31
		高齢者福祉施設	3	2,578.60
		養護老人ホーム	1	2,963.88
	幼稚園・保育所	幼稚園	2	1,983.00
		保育所	6	4,243.88
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	21	3,563.28
	子育て支援施設	児童センター、児童館	2	1,054.48
		ファミリー・サポート・センター	4	168.14
		地域子育て支援センター	3	623.66
	学校教育系施設	小学校	23	123,670.17
		中学校	11	80,367.00
		給食センター	2	3,266.00
	図書館・資料館	図書館	4	3,664.32
		資料館	1	1,527.03
	スポーツ施設	体育館	3	10,667.55
		屋外プール	2	2,994.90
		屋内プール	2	3,587.84
		その他スポーツ施設	2	308.30
	産業系施設	産業系施設	7	4,063.48
	市民文化系施設	文化会館	3	14,910.62
		集会所	6	2,035.43
		教育集会所	2	248.24
		隣保館、児童館	1	1,159.43
		公民館	8	10,992.59
コミュニティセンター、生涯学習施設		5	10,084.93	

	市営住宅	市営住宅	2	1,474.11
普通財産施設	普通財産施設	普通財産施設	11	3,947.96
合計			182	346,002.04

※対象施設の「施設大分類」、「施設中分類」は、本市の公共施設の実情に即した区分により分類しています。
 ※複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数及び延床面積を計上しているため、実際の建物数とは一致しない場合があります。

(2) インフラ資産

(令和2(2020)年3月31日現在)

施設類型区分	施設大分類	種類	施設数等	実延長 (m) ・ 面積 (㎡)	
インフラ資産	農業水利施設	排水機場	1	-	
		排水除塵機	1	-	
	道路・橋りょう	道路 (一般道路)	-	実延長 (m)	1,306,340
			-	道路面積 (㎡)	6,649,297
		道路 (自転車歩行者道)	-	実延長 (m)	11,857
			-	道路面積 (㎡)	53,548
		橋りょう	-	実延長 (m)	6,670
			-	橋りょう面積 (㎡)	49,243
	都市施設	駅前広場、自由通路 他	28	-	
	公園	公園施設	278	-	
	上水道施設	管路 (上水道)	-	導水管 (m)	17,569
			-	送水管 (m)	924
			-	配水管 (m)	861,905
		浄水場	6	延床面積 (㎡)	6,236
	下水道施設	管路 (下水道)	-	排水管 (m)	556,892
		ポンプ場	10	延床面積 (㎡)	7,387
		農業集落排水処理施設	18	延床面積 (㎡)	

2 人口の将来見通し

(1) 人口の推移

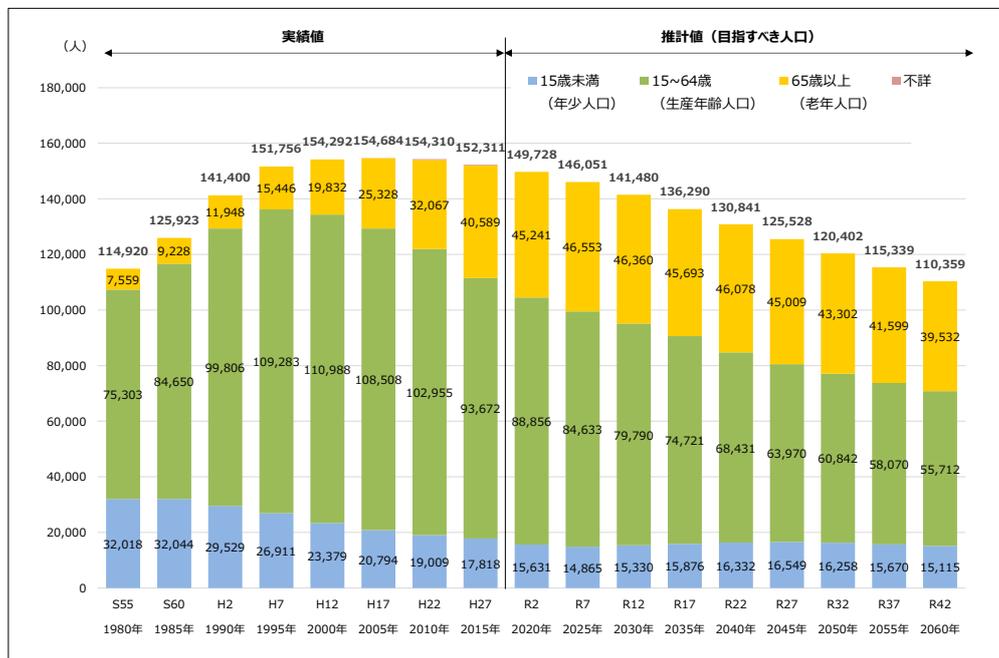
本市では、東京圏の住宅供給地として発展してきたことを背景に、昭和 55（1980）年に 114,920 人だった人口が、平成 17（2005）年には 154,684 人まで増加しましたが、これをピークに減少に転じ、平成 27（2015）年は 152,311 人となっています。

本市が平成 28（2016）年 3 月に策定した「久喜市人口ビジョン」における人口の将来展望（目指すべき人口）では、令和 42（2060）年における人口を 110,359 人と推計していますが、これは平成 27（2015）年と比較して、約 27.5%減となります。

年齢階層別の人口構成割合をみると、昭和 55（1980）年に全人口の 27.9%を占めていた年少人口（15 歳未満）が、令和 42（2060）年には 13.7%まで縮小する一方で、老年人口（65 歳以上）は 6.6%から 35.8%まで大幅に増加することが見込まれています。また、生産年齢人口にも大きな変化が生じ、昭和 55（1980）年に全人口の 65.5%を占めていた生産年齢人口（15～64 歳）が、令和 42（2060）年時点では 50.5%にまで縮小することが見込まれています。

平成 27（2015）年時点では、65 歳以上の高齢者 1 人を生産年齢世代の約 2.3 人で支えている状態であるのに対し、令和 42（2060）年時点では、生産年齢世代の約 1.4 人で高齢者 1 人を支えることとなり、社会保障関連経費^{※7}の財政負担の増加や、公共施設等の利用需要にも変化が生じることが想定されます。

本市全体の人口推移と将来展望（昭和 55（1980）年～令和 42（2060）年）



資料：国勢調査（昭和 55（1980）年～平成 27（2015）年）、久喜市人口ビジョン（令和 2（2020）年～令和 42（2060）年）

平成 27（2015）年度人口は国勢調査に基づく。住民基本台帳における令和 2（2020）年 4 月 1 日現在の人口は 152,863 人。

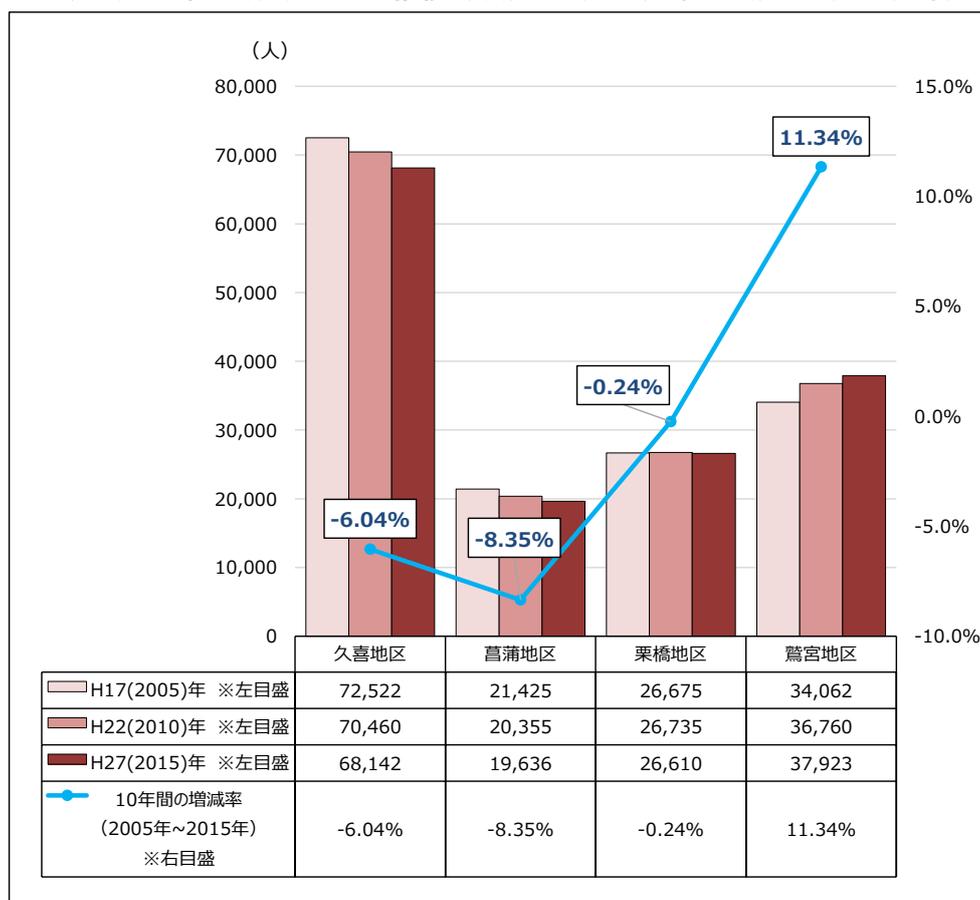
※7 医療、介護、子育て、生活保護等、社会保障に関連する歳出のこと。少子高齢化の進行に伴い、社会保障関連経費は急激に増大しており、地方財政の大部分を占めている。

(2) 地区別（旧1市3町別）の人口動向

地区別（旧1市3町別）の人口構成では、平成27（2015）年現在、久喜地区が68,142人と市全体の44.7%を占めており、次いで鷺宮地区（24.9%）、栗橋地区（17.5%）、菫蒲地区（12.9%）と続きます。

近年の推移では、鷺宮地区のみが増加し、栗橋地区は横ばい、久喜地区及び菫蒲地区は減少が続いている状況です。鷺宮地区の増加傾向は、東鷺宮駅周辺での住宅開発による人口流入が主な要因として挙げられます。また栗橋地区においても、都内への交通利便性の高さを背景に、今後人口は横ばい若しくはゆるやかな増加傾向となることが見込まれます。

地区別（旧1市3町別）人口の推移（平成17（2005）年～平成27（2015）年）



資料：各年度国勢調査

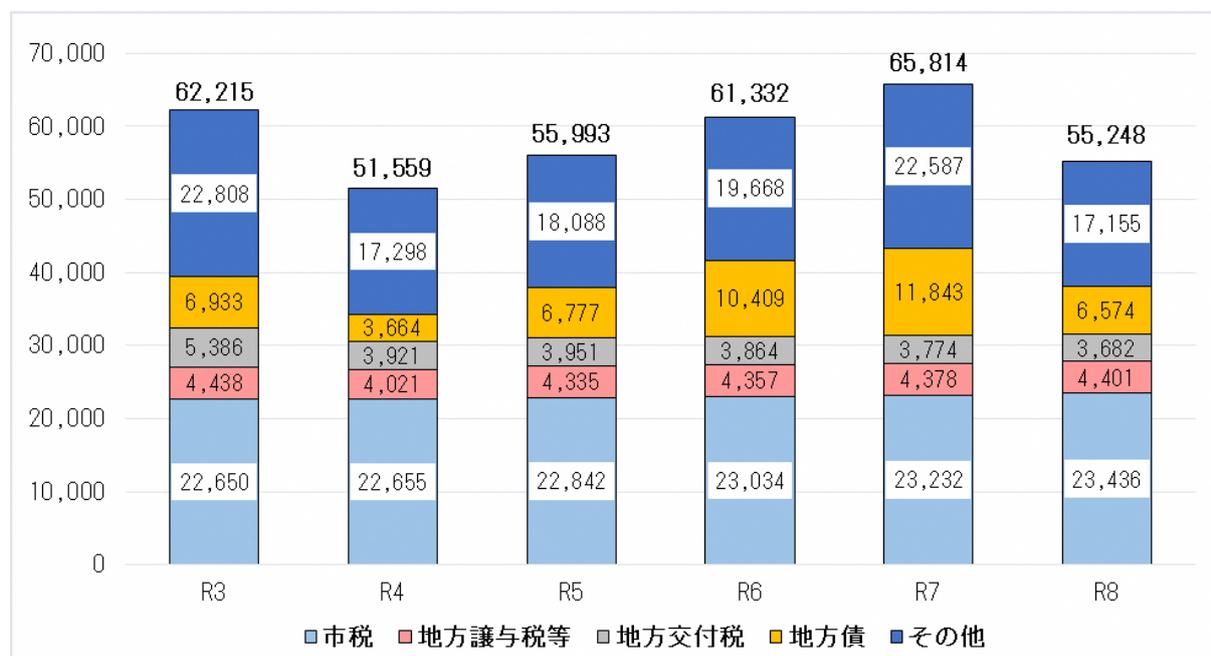
3 財政状況の将来見通し

(1) 歳入の見通し

「久喜市中期財政計画※⁸（令和4（2022）年3月改訂）」における令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の財政見通しによると、市税のうち個人市民税及び法人市民税については、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みからの回復を見込み、微増傾向になるものと見込んでいます。また、地方交付税については、市税の増加に応じて減少していくものと見込んでいます。

歳入の見通し

（単位：百万円）



資料：久喜市中期財政計画（令和4（2022）年3月）

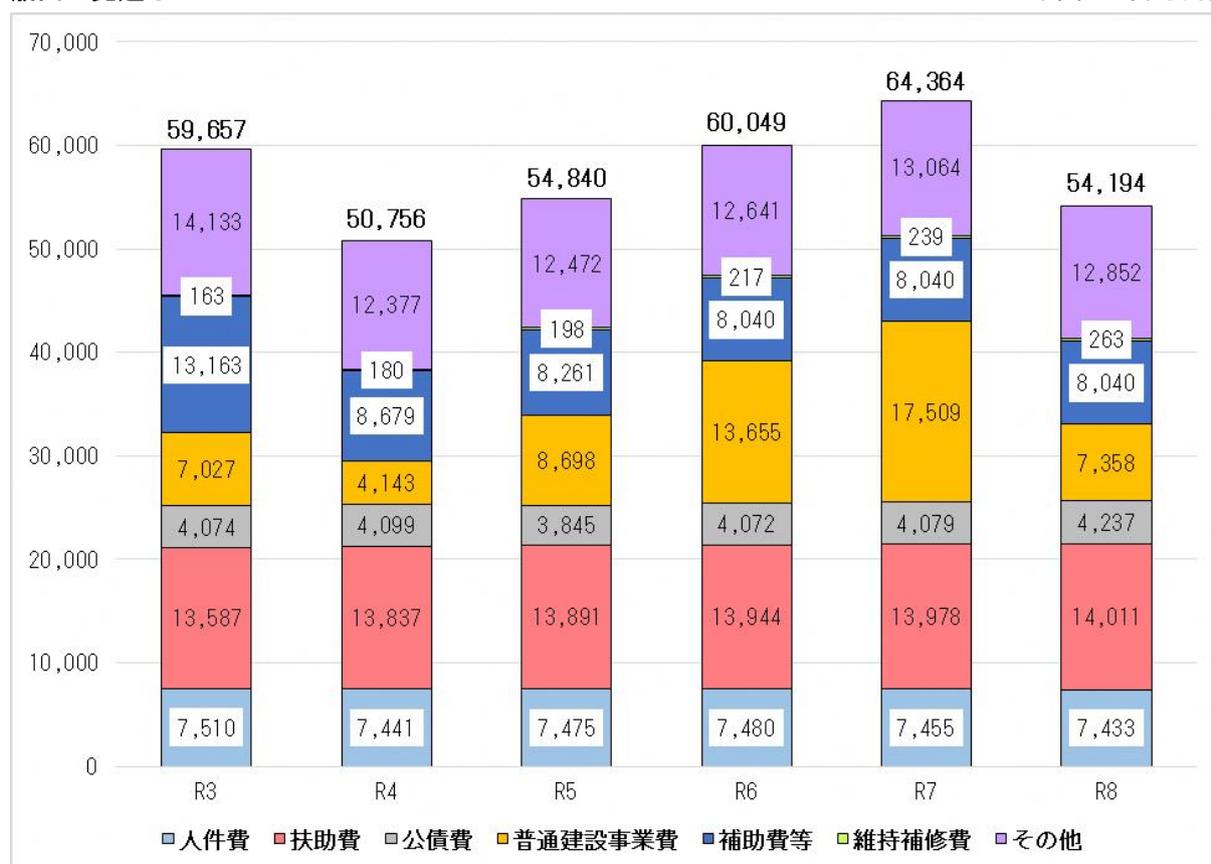
※⁸ 本市の目指すべき将来像の実現に向けて、施策や事業を厳選し、より実効性を高めるとともに、「久喜市総合振興計画」を財政的視点から補充することを目的に策定された計画のこと。

(2) 歳出の見通し

「久喜市中期財政計画（令和 4（2022）年 3 月改訂）」における令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度の財政見通しによると、扶助費^{※9}については、現状の国の制度が継続されることを前提として、少子化対策費や障がい者（児）に係る給付費等により、今後も増加するものとして見込んでいます。また、普通建設事業費^{※10}については、新市基本計画^{※11}に基づく合併推進債事業及びその他の普通建設事業を見込んで推計しています。特に、新たなごみ処理施設の整備等に伴い、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて大きく増加するものとして見込んでいます。

歳出の見通し

（単位：百万円）



資料：久喜市中期財政計画（令和 4（2022）年 3 月）

※ 9 社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等への支援に要する経費のこと。

※10 道路、橋りょう、公園、学校等の建設整備や用地取得に要する、投資的経費を構成する歳出のこと。

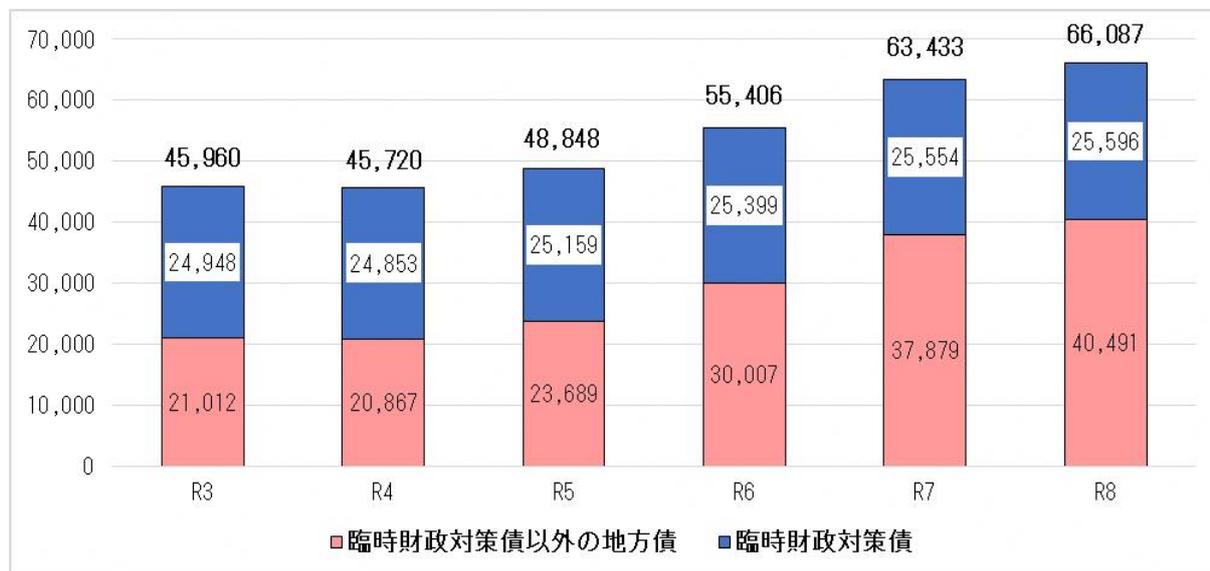
※11 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の合併により誕生する新市が、埼玉県北東部の中心都市として、すべての住民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取組みを示す計画のこと。計画期間は平成 21（2009）年度～令和 11（2029）年度。

(3) 地方債残高の見通し

地方債残高は、臨時財政対策債の発行や、新たなごみ処理施設の整備等に係る建設費の財源となる地方債の発行により、増加していくものと見込んでいます。

地方債残高の見通し

(単位：百万円)



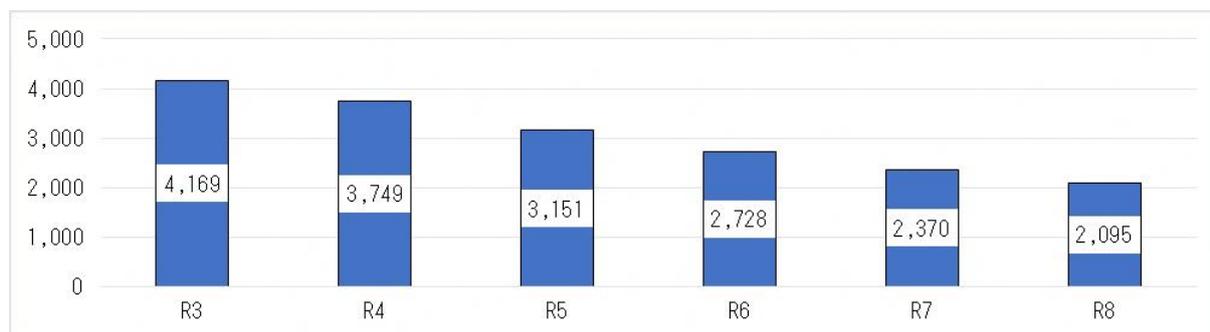
資料：久喜市中期財政計画（令和4（2022）年3月）

(4) 基金の見通し

財政調整基金残高は、各種大規模事業の実施や扶助費の増加等に伴い、段階的に減少するものと見込んでいます。

基金の見通し

(単位：百万円)



資料：久喜市中期財政計画（令和4（2022）年3月）

第Ⅲ章 アセットマネジメントの基本方針

1 アセットマネジメントの目標

(1) アセットマネジメントの基本的な考え方

公共施設のあり方や必要性について、人口減少と少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況とニーズ等の面から総合的に評価を行い、「配置の適正化」と「建築物の長寿命化」の観点から施設の方向性を検討した上で、適正な保有量を実現します。

公共施設については、地区別の将来推計人口等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図り、整備や維持管理、運営等の施設に係るトータルコストの縮減を推進します。

インフラ資産については、市内での生活や社会経済活動等への影響が大きく、縮減していくことは難しいため、計画的な整備を進めるとともに、予防保全^{※12}を前提とした維持管理に努め、長寿命化を図ります。

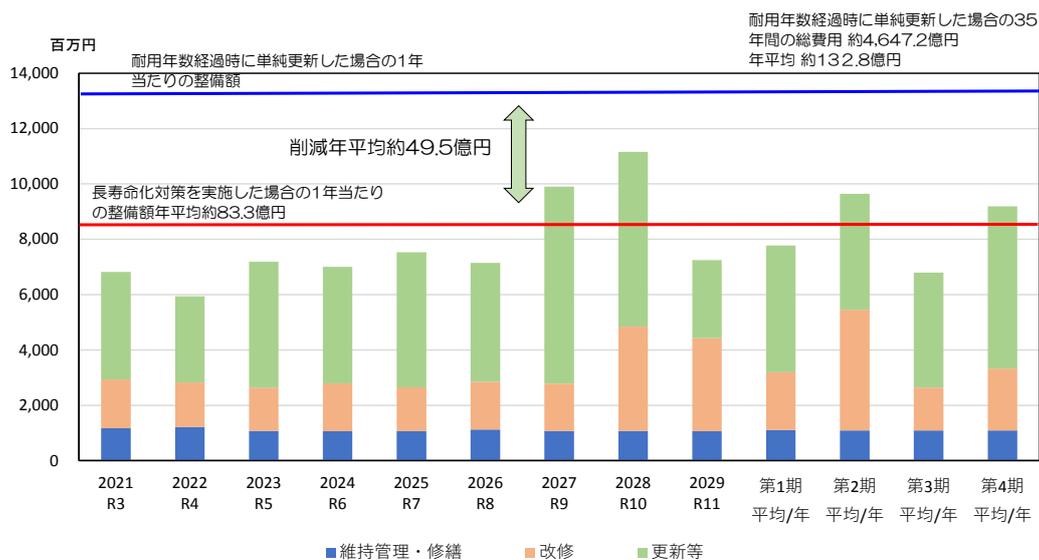
(2) 削減目標

公共施設については、老朽化した建築物の廃止のほか、適正配置^{※13}を目的に重複する施設や機能の統廃合、施設の集約化や機能移転、複合化を推進するとともに、長期的なコスト縮減を図るため施設の長寿命化や民間活力の導入を推進します。

インフラ資産については、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。

公共施設等の更新費用を、平成 28 (2016) 年度からの 40 年間で 20%削減することを目指します。

【令和 3 (2021) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 35 年間における長寿命化対策等実施後の費用見込み】



※12 耐用年数等を考慮し、定期的に建築物の修繕・更新を実施する管理手法のこと。また、劣化状況調査等により状態を把握し、不具合・故障の兆候が一定の状態を超えた場合に修繕・更新等を実施する管理手法のこと。

※13 中・長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理・運営を実現することを目的に、施設のあり方を見直し、集約や複合化、多機能化等を行うこと。

別紙 1：令和 3（2021）年度から令和 37（2055）年度の 35 年間

今後 35 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・ 修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+② +③)	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化対 策等の効果 額 (④-⑤)	現在要 している 経費 (過 去 5 年平 均)
普通会計	建築物 (a)	2,662.9	48,887.6	41,397.6	92,948.1	155,118.9	-62,170.8	1,763.4
	庁外施設 (b)	11,128.3	6,184.3	70,605.3	87,917.9	109,981.1	-22,063.2	577.6
	計 (a+b)	13,791.2	55,071.9	112,002.9	180,866.0	265,100.0	-84,234.0	2,341.0
公営事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-	-	-	-
	庁外施設 (d)	24,611.5	34,786.9	51,225.9	110,624.3	199,622.7	-88,998.4	3,056.1
	計 (c+d)	24,611.5	34,786.9	51,225.9	110,624.3	199,622.7	-88,998.4	3,056.1
建築物計 (a+c)		2,662.9	48,887.6	41,397.6	92,948.1	155,118.9	-62,170.8	1,763.4
庁外施設計 (b+d)		35,739.8	40,971.2	121,831.2	198,542.2	309,603.8	-111,061.6	3,633.7
合計 (a+b+c+d)		38,402.7	89,858.8	163,228.8	291,490.3	464,722.7	-173,232.4	5,397.1

長寿命化等の対策を実施した場合、今後 35 年間で約 2,914.9 億円（年平均約 83.3 億円）の費用（維持管理・修繕、改修、更新等の合計）がかかりますが、対策を講じない場合（単純更新した場合）と比較すると、総額約 1,732.3 億円（年平均約 49.5 億円）の削減を図ることが見込まれます。

別紙 2：令和 3（2021）年度から令和 11（2029）年度の 9 年間（第 I 期）

今後 9 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・ 修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+② +③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要 している 経費 (過 去 5 年平 均)
普通 会計	建築物 (a)	849.2	8,509.2	14,115.3	23,473.7	普通建設事 業費 普通会計	48,227.8	-24,754.1	1,763.4
	庁外施設 (b)	2,894.5	1,106.5	17,634.3	21,635.3		22,607.5	-972.2	577.6
	計 (a+b)	3,743.7	9,615.7	31,749.6	45,109.0		70,835.3	-25,726.3	2,341.0
公営 事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-	地方債 補助金 交付金等	-	-	-
	庁外施設 (d)	6,214.0	9,175.3	9,452.1	24,841.4		57,108.5	-32,267.1	3,056.1
	計 (c+d)	6,214.0	9,175.3	9,452.1	24,841.4		57,108.5	-32,267.1	3,056.1
建築物計 (a+c)		849.2	8,509.2	14,115.3	23,473.7		48,227.8	-24,754.1	1,763.4
庁外施設計 (b+d)		9,108.5	10,281.8	27,086.4	46,476.7		79,716.0	-33,239.3	3,633.7
合計 (a+b+c+d)		9,957.7	18,791.0	41,201.7	69,950.4		127,943.8	-57,993.4	5,397.1

長寿命化等の対策を実施した場合、今後 9 年間で約 699.5 億円（年平均約 77.7 億円）の費用（維持管理・修繕、改修、更新等の合計）がかかりますが、対策を講じない場合（単純更新した場合）と比較すると、総額約 579.9 億円（年平均約 64.4 億円）の削減を図ることが見込まれます。

2 アセットマネジメントの方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の劣化により、維持管理・修繕^{※14}の経費が今後増加することが想定され、そのコストを抑えることが重要となってきます。

そのため、特殊建築物^{※15}等については建築基準法第12条の定期点検の実施と結果の活用、それ以外については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に点検・診断等を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等^{※16}を含む老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後の公共施設等の更新等に係る経費は、過去の投資的経費を大きく上回る結果となっており、さらに維持管理・修繕に係る経費に加え運営費も発生することから、大きな財政的負担が懸念されます。

その経費負担を軽減するため、維持管理・修繕、改修、更新等の履歴を集積・蓄積して分析し、予防保全型維持管理の考え方を取り入れた定期的な施設の維持管理を行うことで、補修等の突発的なコスト発生を抑え、LCC(ライフサイクルコスト^{※17})の削減・平準化を図ります。また、これらの履歴を総合管理計画の見直しに反映して充実を図るとともに、老朽化対策等に活用します。

公共施設等の更新等に際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFIの積極的な活用を検討します。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、その情報については、積極的な公開に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、早急に安全確保の対策を実施します。

老朽化等により供用を廃止し、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、侵入防止等の措置を行い、早期に除却をします。

不特定多数の市民が利用する、または地区の拠点となる公共施設等を中心に、災害時の拠点施設としての機能を含めた安全性の確保を推進します。

※14 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等をいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替えなどの軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※15 建築基準法で定める体育館・病院・劇場・集合住宅等不特定または多数の者が使用し、火災発生の恐れが高い施設、また火葬場・汚物処理場・と畜場等周辺環境に与える影響が大きい施設。

※16 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

※17 建築物の計画、整備から解体・廃棄までの期間にかかる、ハードだけでなくソフトも含めた全てのコスト。

(4) 耐震化の実施方針

長期的な利用が想定される公共建築物は、耐震化が実施されています。耐震性が確保されていない公共建築物は、除却を進めます。

インフラ資産については、耐震化が実施されていないものに優先順位をつけ、順次、耐震改修を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化を推進することにより、コストの平準化を図り、公共建築物の延命化と安全性の確保に努めます。

維持管理・修繕、改修、更新等の履歴を集積・蓄積して分析し、予防保全型維持管理の考え方を取り入れた定期的な施設の維持管理を行うことで、補修等の突発的なコストの発生を抑え、LCC(ライフサイクルコスト)の削減・平準化を図ります。

インフラ資産については、コスト試算の特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行うことにより、更新よりも長寿命化を優先し、安全性を確保するとともに、LCC(ライフサイクルコスト)を削減していきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

国や県の計画等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

本市は、平成22(2010)年に旧1市3町が合併したため、利用圏域の広い同機能の施設が市内に重複して配置されている一方で、利用圏域が狭い施設については一部で配置に偏りが見られることから、市全体の公共施設等の配置状況、利用状況、老朽度等を考慮して、統廃合を検討、実行します。

公共施設については、久喜市公共施設個別施設計画(令和3(2021)年3月)において、「公共施設の適正化に向けた方針等」に基づき「施設分類別適正配置計画」を策定し、多目的化等を含めて検討するとともに、統合や廃止対象の施設を明確化しており、その年度ごとの事業計画(工程表)を推進します。

インフラ資産については、個別施設計画を策定し、可能なものについては統合や廃止を進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画に基づく取組みの着実な進捗を実現するため、アセットマネジメント推進課を中心に、施設所管課、財政課が互いに連携することで、全庁的な公共施設アセットマネジメントを推進します。

また、これらの全体調整を図る機関として、既存の「久喜市アセットマネジメント推進本部」を運用し、推進体制の強化を図ります。

アセットマネジメントを推進していくためには、公共施設等の状況、更新費用や財政状況、個別施設計画に示された取組内容等を各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化等に対応したアセットマネジメントを実施できるよう、必要に応じて、全職員を対象とした研修や、担当職員の技術研修等を、民間のノウハウも取り入れながら実施します。

3 PDCAサイクルの推進方針

公共施設等の劣化状況調査を適切に実施し、それに応じて必要な対策を行うとともに、改修等の事業の実績を適切に管理・蓄積し次年度以降の取組みに反映する、PDCAサイクルをすることにより、本計画を着実に推進していきます。

公共施設等の情報について、全庁的な一元管理体制を構築し、その基本情報や改修履歴に加えて、財務（歳入・歳出）情報や利用状況を含むデータベースを作成し、地方公会計（固定資産台帳）とも連携することで、常に最新の情報へのアクセスが可能となる環境を整備します。

また、進捗状況等の評価は議会へ報告するとともに市民に公表し、必要に応じて評価結果に基づき本計画の改訂を行います。

第Ⅳ章 アセットマネジメントの個別方針

1 公共建築物、普通財産施設^{※18}

(1) 公共建築物（学校教育系施設は除く）、普通財産施設

[現状・課題]

○公共建築物(学校教育系施設は除く)の総延床面積は、令和2(2020)年3月現在約135,000㎡、うち建築から30年以上が経過する施設の延床面積は、約71,000㎡で、全体の約53%と半数以上となっています。

○同時期に集中して整備された施設が、経年劣化により大規模改修や更新の時期を迎えており、厳しい財政状況下に多額の財政負担が見込まれています。

○合併以前の施設を継承していることから、同様の施設が複数配置されており、一部の施設に関しては配置の重複が生じ、将来的な余剰が見込まれています。

○平成28(2016)年3月に策定した「総合管理計画」を推進するため、個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す、「久喜市公共施設個別施設計画」を令和3(2021)年3月に策定しました。

○障がい者福祉施設や放課後児童クラブ等の施設については、指定管理者制度^{※19}を導入して管理・運営を行っています。

[今後の方針]

○安全・安心かつ時代の情勢に応じた公共サービスの提供を継続しつつ、施設にかかる将来コストを縮減し、財政負担の軽減を図るため、「配置の適正化」と「建築物の長寿命化」の両観点から施設の方向性を検討することを基本方針とします。

○将来の人口規模に応じて施設総量の削減を図りつつ、今後の施設需要の変化を勘案した上で、施設の集約化や複合化を含めた最適化に努めます。

○「事後保全^{※20}」から「予防保全」への転換を図りつつ、適切な改修や更新等を計画的に実施することで、施設を長寿命化し、トータルコストの縮減を目指します。

○個別施設計画に記載した施設分類ごとの「配置の適正化方針」及び「個別施設の方向性と取組時期」に応じた取組みを実施します。

※18 公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産であり、貸付・交換・売却・譲与等をしたり、私権を設定したりすることができる。

※19 民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減等を目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能にした制度のこと。

※20 建築物の劣化や機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新等を実施し、性能・機能を所定の状態に回復させる管理方法のこと。

(2) 学校教育系施設

[現状・課題]

○学校施設を所管する文部科学省では平成 27（2015）年 4 月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」、平成 29（2017）年 3 月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を作成し、公表しています。

○本市では、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成 29（2017）年 1 月）を定め、また市の保有する学校教育系施設を将来にわたり安全安心に使い続けるため、令和 3（2021）年 3 月に「久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）」を策定しました。

○本市の学校教育系施設は、令和 2（2020）年 3 月現在、小学校 23 校・中学校 11 校に加え、2 か所の給食センターがあり、全体の面積は約 207,000 m²となり、公共建築物全体の約 60%を占めています。

○施設の耐震化は完了しているものの、老朽化が進んでいる施設も多く、また少子化の影響で多くの小中学校で児童・生徒が減少しており、1 学年 1 クラスの小学校も複数存在します。

○学校教育系施設は、安全安心な教育環境への対応をはじめ、災害発生時の避難所や地域の交流拠点等、多種多様な役割を担っています。

○令和 3（2021）年 4 月、江面第一小学校と江面第二小学校を統合し、江面小学校として再整備しました。

○令和 3（2021）年 7 月、市内全小中学校を対象とする学校給食センターが完成し、学校給食センター機能を市内全域で 1 か所に集約しました。

[今後の方針]

○「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成 29（2017）年 1 月）に基づき、小中学校の統廃合を推進します。

○計画的な改修等の実施や予防保全型の維持管理に転換することで、財政支出の抑制と費用の平準化、維持管理コストの低減を図り、施設の長寿命化に努めます。

○地域コミュニティの拠点施設として、誰もが利用しやすい施設を目指し、バリアフリー化の推進や、省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の低減等、社会情勢の変化に対応した機能向上を図ります。

2 インフラ資産

(1) 農業水利施設

[現状・課題]

○本市が管理する農業水利施設は「小林排水路除塵機」と「八甫排水機場」の2か所があり、周辺地域における大雨時の浸水冠水対策として、水路の流れを阻害するごみなどの除却や、施設内に貯留した雨水をポンプにて河川に圧送するために設置したものです。

○ともに設置から25年以上が経過しており、老朽化による設備の変状や、施設の機能低下、突発的な機能停止等の事態も想定されます。

○施設の機能を確保するため、計画的な補修・更新が必要とされています。

[今後の方針]

○これまでの維持管理方法は事後的対応が基本となっていましたが、今後定期点検の実施等により、施設が機能不全となる前に、健全度を維持する予防保全型による維持管理を目標とします。

(2) 道路・橋りょう

① 道路

[現状・課題]

○本市が管理する一般道路は、令和2(2020)年3月現在、約1,306.3km、自転車歩行者道は約11.9kmあります。

○本市では、これまで道路パトロールによる目視での点検や、市民からの通報により確認された損傷箇所について修繕を行う「事後保全型」の修繕が中心となっていましたが、

○財政負担の平準化と市民の安全と安心を守るためにも、道路舗装の長寿命化やLCC(ライフサイクルコスト)の縮減が急務となっています。

[今後の方針]

○久喜市舗装維持管理計画に基づき、計画的な維持管理・修繕を実施します。

○日常的なパトロールを強化し、損傷程度が重度化する前に対策を行う「予防保全」に努めます。

② 橋りょう

[現状・課題]

○本市が管理する橋りょうは686橋あり、多くの橋りょうが高度成長期及びバブル期に建設されています。そのため、近い将来に寿命を迎え、同時期に架け替えが必要になることが予想されます。

[今後の方針]

○今までは、ある程度壊れてから補修や補強、架け替えなどを行う「事後保全型」の維持管理を行ってきましたが、今後は健全なうちに早めに手立てを行う「予防保全型」による対策を行い、修繕費用及び架け替え費用を削減します。

○今後とも定期的に点検及び修繕を実施し、PDCAサイクルによる橋梁長寿命化修繕計画の見直しを実施することで、維持管理、長寿命化を推進していきます。

(3) 都市施設

[現状・課題]

○本市の鉄道には、JR宇都宮線をはじめ、東武伊勢崎線、東武日光線が通っており、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅、南栗橋駅の5つの駅と、各駅には駅前広場があります。栗橋駅には、JR宇都宮線及び東武日光線を行き来する自由通路や、東鷲宮駅には、JR宇都宮線を横断する東西連絡地下道が整備されています。菖蒲地区には公共交通施設の菖蒲バスターミナルが整備されています。

○鉄道は市民の重要な公共交通機関であり、バリアフリー化の推進のため、駅と広場を連絡するエレベーターやエスカレーター等の昇降設備を、市や鉄道会社で整備し維持管理を行っています。

○都市施設の多くは、合併以前の旧1市3町（久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町）において多く整備され、これらは、市民生活の利便性や福祉の向上に寄与してきましたが、現在では多くの施設で老朽化が進んでいます。

[今後の方針]

○鉄道会社やバス、タクシー事業者等と連携し、修繕・改修を検討します。

○不特定多数の人が利用することから、人命に係わる重大な事故を防ぐため、利用者への危険性が高いものを優先的に修繕・改修していきます。

○原則として築年数の経過しているものから予防的な改修を実施しますが、点検結果等を考慮し総合的に判断します。

(4) 公園

[現状・課題]

○各公園施設の健全度を把握するための点検調査を実施した上、令和3（2021）年3月に久喜市公園施設長寿命化計画を策定し、対策と基本方針を示しました。

○久喜市公園施設長寿命化計画の対象となっている都市公園は、令和2（2020）年3月現在92か所あり、全体で59.94haとなっています。

○計画対象公園は供用開始から30年以上経過したものが約4割を占め、10年後には約7割に達するほか、遊具については設置してから20年以上経過したものと経過年数不明を合わせると、約8割が相当年数を経過しています。

○これまで、日常点検は施設管理者が随時実施してきましたが、計画的な予防保全は実施していませんでした。

[今後の方針]

○日常的な維持管理としては、「年間の維持保全に関する基本方針」「公園の管理体制に関する基本方針」「日常点検や定期点検に関する基本方針」「異常を発見した場合の措置」を定め、適切な維持管理を実施します。

○公園施設の長寿命化のための基本方針として、施設を予防保全型と事後保全型に類型し、それぞれの健全度等に応じ、施設の補修や更新等を実施するものとします。

(5) 上水道施設

[現状・課題]

○水道事業に関しては、施設の大規模な更新が必要となる中、安全・安心で快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等の課題に適切に対応していくことが求められています。

○本市が管理する上水道の管路は、令和2(2020)年3月現在、導水管約17.6km、送水管約0.9km、配水管約861.9kmですが、昭和40年代から50年代に布設された管路が順次耐用年数を迎えており、更新にあたり多額の費用が必要となっています。

○本市で稼働している6か所の浄水場は、経年劣化した施設の更新や配水池の耐震化を図る必要があります。

○管路については、漏水の発生状況や老朽状況等を勘案しながら、計画的に耐震性の高い管路に更新する必要があります。

[今後の方針]

○浄水場については、施設能力や施設整備の必要性を見極めながら、計画的に施設の更新や耐震化を進めます。

○管路については、LCC(ライフサイクルコスト)を削減できるよう長寿命化を図るとともに、重要性や安全性等を勘案しながら、耐震性の高い施設となるよう計画的な更新・整備を進めます。

(6) 下水道施設

[現状・課題]

○本市の公共下水道（污水）事業の事業計画区域面積は 2,194.5ha であり、令和 2（2020）年 3 月末現在の整備率は 85.1 %となっています。

○農業集落排水処理施設は市内に 18 施設が整備され、整備率は 100%となっています。

○本市が管理する下水道の管路は、令和 2（2020）年 3 月末現在、約 556.9 km ですが、公共下水については昭和 27（1952）年度の事業開始から 70 年近くが経過し、昭和 62（1987）年から開始された農業集落排水事業は 30 年以上が経過しています。公共下水道の未整備地域解消に加え、管路の更新にあたり多額の費用が必要となっています。

○ポンプ場施設は、市内に 10 施設設置されており、最も古いものは 50 年近くに及ぶことから、順次改修工事を実施しています。

[今後の方針]

○「水循環」「施設の持続」「経営の持続」の観点から、安定した経営の維持と公平なサービスの実現を目指します。

○公共下水道のストックマネジメントの基本方針としては、施設ごとに管理区分を設定し、適切な維持・管理に努めます。（管理区分：「状態監視保全」「時間計画保全」「事後保全」）

○農業集落排水は、集落（処理区）単位で処理施設を整備していることから、多大な費用がかかっています。将来的に農業集落排水処理区は、13 処理区（北中曽根地区については、令和 3 年 4 月から公共下水道接続済み）の公共下水道への接続を目指し、その他の 5 処理区については、処理区の統合をし、2 処理区として更新する予定としています。

3 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止した資産や売却可能資産等については、早急に活用や処分の方向性を検討し、効率的な運用や売却等に努めます。

第V章 今後の取組みについて

(1) 個別施設計画に基づく取組内容の実施

総合管理計画を推進するため個別施設計画を策定しました。今後は公共施設等を一元的に把握し、個別施設計画に記載した取組内容を着実に実施していきます。また、社会経済情勢に応じ適切な見直しを行い、PDCAサイクルを確立します。

(2) 統一的な基準による地方公会計制度との連動

「統一的な基準による地方公会計制度」の導入に伴い、本市では平成28(2016)年度決算から「統一的な基準」に基づく財務諸表を作成しています。現在では固定資産台帳が整備され、市有財産の情報把握が可能であることから、この情報を活用し、市有財産の計画的・効果的な管理を行います。

(3) 職員の意識共有

アセットマネジメントを推進していくためには、公共施設等の状況、更新費用や財政状況、個別施設計画に示された取組内容等を各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化等に対応したアセットマネジメントを実施できるよう、研修等により職員の意識共有を図ります。

(4) 市民への情報発信と相互理解

アセットマネジメント導入による公共施設の統廃合にあたっては、事前に市民との相互理解・合意形成を図り、取組みの成果等の情報発信に努めます。

